

社会的養育推進計画の見直しについて

1. 策定の背景

平成 28 年の通常国会において児童福祉法の抜本的な改正が行われ、「子どもが権利の主体であること」「子どもの最善の利益が優先されること」「できる限り良好な家庭的環境において養育されること」が明記されました。

この法改正を受け、平成 29 年 8 月に今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

横須賀市では、これらの法改正等を受け、平成 27 年 2 月に策定した社会的養護推進計画（当時）の全面的な見直しを行い、名称も社会的養育推進計画に変更した上で、令和 2 年 2 月に後述の「中期計画」を策定しました。

2. 見直しの期間

横須賀市社会的養育推進計画は、平成 27 年度から令和 11 年度までの 15 年の計画であり、前期（平成 27～31 年度）、中期（令和 2～6 年度）、後期（令和 7～11 年度）の 5 年ごとに区分し、各期の取り組みについて見直しを行うこととしております。今回は、「後期計画」策定に向けた見直しを行います。

（参考）前回の見直し（中期計画策定）の方法

子ども・子育て分科会に「社会的養護推進計画策定検討部会」を設置

3. 見直しの方向性

国、神奈川県、県内 3 政令市の動向を踏まえ、検討してまいります。

なお、秋ごろに国から「都道府県社会的養育推進計画策定要領」が示される見込みであり、本市の計画もこの要領に沿って作成することとなります。